

特定非営利活動法人 本庄ファンクラブ 入会申込書

【本庄ファンクラブって何？】

自分の住んでいるまち本庄の事をどれだけ知っているだろうか？
「本庄の特徴って何？」と聞いたら、「何もないところ」と返事が返ってきた。「ンッ？」
『本庄ファンクラブ』は、気づいていない本庄の魅力を発見し、隠れていたモノを発掘し、無ければ創り出そうと、各界のプロフェッショナルが集まってスタートしました。
例えば、本庄市内には自然や文化の魅力がいっぱい、それを皆に知ってもらおう。
やはり食、農業だ！と、プロが指導する貸農園や農薬をつかわない米作をみんなで作ってみたい。
本庄を芸術のまちにしようと、県展の入選者数一番の地域を目指したり、空き家を利用して芸術家のたまごにアトリエとして使ってもらおう等、数え上げたらキリがないくらいの本庄の魅力を発見・発掘・創造のアイデアが湧いてきます。
今住んでいる我々が住んでいてよかったと思うのに加え、本庄以外の人にも本庄を好きになってもらい、住んでみたいまちにしてみたい。
なんだかわからないが、兎に角、何かしたいと使命感をお持ちのあなた！
一緒に、地域の魅力を発信してみませんか。

特定非営利活動法人本庄ファンクラブ
代表理事 高橋 祐介

会 員 : 「本庄ファンクラブ」の行う事業に興味のある方

会 費 : 会員(個人) 年会費 1,000円
会員(法人・団体) 年会費 10,000円

主な活動 : 稲作体験、まい農園、絵画講座、本庄まち巡り
本庄魅力百景の発信、その他地域の魅力を発信する事業

特定非営利活動法人本庄ファンクラブ 御中

2013年 月 日

特定非営利活動法人本庄ファンクラブ会員規約を承認し、年会費を添えて入会を申し込みます。

会員種別 個人 ・ 法人・団体

フリガナ		
お名前		印
メールアドレス/Fax		Fax:
住所	〒	
		Tel:

* お申込先 E-メール: info@honjo-fanclub.org Fax: 0495-21-5575

特定非営利活動法人 本庄ファンクラブ

会員規約(抜粋)

第1条(会員規約の適用)

当法人は、会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行います。

第2条(会員規約の変更)

当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更する事があります。

第3条(用語の定義)

(2)運営会員とは、当法人の目的に賛同して入会し、かつ運営参加する団体又は個人の会員。

(3)会員とは、当法人の目的に賛同して入会し、当法人の活動に参加する団体又は個人の会員。

(4)賛助会員とは、当法人の目的に賛同して当法人の活動を物的・人的に支援する団体又は個人。

第5条(入会の成立)

入会は、前項に定める入会申込に対して、理事会がこれを承認したときに成立します。

第6条(入会申込の拒絶)

1. 当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合があります。

(1)申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合

(2)入会申込者がかつて除名された者であった場合

(3)入会申込者が本規約に反するおそれのある場合

(4)入会申込者が反社会的勢力に該当する団体もしくはその構成員、またはそれらの団体もしくは構成員と親密な交際や密接な関係にある場合

(5)その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合

第7条(会員資格有効期間)

1. 会員資格有効期間は、当法人の事業年度とします。

第8条(会員の権利)

1. 運営会員には総会での議決権があり、一会員につき1議決権です。当法人の運営に参画するとともに、活動や

事業に無償参加し、会報・レポート等の情報を受け、ホームページ等情報交換の場に営業広告が掲示できます。

2. 会員は総会での議決権がありませんが、参考意見を述べることができます。当法人の活動や事業に優待資格で参加し、会報・レポート等の情報を受け、ホームページ等情報交換の場に参画できます。

3. 賛助会員は、総会での議決権はありませんが当法人の事業活動に関して参考意見を述べることもできるとともに、会報・レポート等の情報を受け、ホームページ等情報交換の場に参画できます。

第12条(会員資格の停止・除名)

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止または除名することができます。

この場合には、当法人は、当該会員に対し、支払済みの会費等の金員を返還しないこととします。

(1)会費が支払われないとき

(2)内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき

(3)当法人、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合

(4)当法人、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき

(5)入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき

(6)当法人の名誉と信用を失墜させる行為があったとき

(7)この会員規約に違反した場合

(8)その他、当法人が会員として不適当と判断した場合

第13条(会員資格の解除・退会)

1. 会員は当法人に対し、書面で通知することにより、会員の資格を解除又は退会することができます。

2. 会員資格が解除または退会された場合、すでに支払済みの会費等の返還を受けることができません。

第14条(会員資格の継続)

1. 会員資格有効期間が満了する場合には、当法人の用いる方法により、継続のための案内を会員に通知します。

2. 会員資格は、当法人の定める方法による会費の払込みが当法人に確認される事をもって継続されます。

【お問い合わせ先】 〒367-0023

本庄市寿3丁目7番14号

特定非営利活動法人本庄ファンクラブ

メールアドレス: info@honjo-fanclub.org

Tel: 0495-24-5001

Fax: 0495-21-5575

URL: <http://www.honjo-fanclub.org/>